平成２７年（フ）第５４０４号
大阪府守口市佐太中町４丁目21番３―101号
債務者　元村　　大
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９号
大阪府吹田市千里山西６丁目８番30号(5001)
債務者　河本　友亮
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２号
大阪府門真市岸和田３丁目45番13―202号
債務者　板原　好恵
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５号
大阪府豊中市中桜塚３丁目５番30―301号、前住所大阪府豊中市曽根南町２丁目８番26―401号
債務者　森長フジ子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８号
大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目８番19号呉宮マンション306号
債務者　木原　雪子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６５号
埼玉県深谷市蓮沼792番地23
債務者　鳥羽　　治
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１号
埼玉県東松山市沢口町32番地16　ネオポリスＢ棟101号室
債務者　遠藤　　勇
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２号
埼玉県東松山市沢口町32番地16　ネオポリスＢ棟101号室
債務者　遠藤　　恵（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０８号
岐阜県大垣市禾森町４丁目1897番地38　市営住宅禾森団地　59号
債務者　渡邊　健二
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
島根県出雲市大津町294番地７
債務者　福島　　守
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１１号
東京都東久留米市南沢２丁目２番８号アーバン一光４―101号室
債務者　新井　保信
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８２号
東京都大田区東六郷１丁目27―４―304
債務者　土方　光二
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４号
千葉県松戸市小金きよしケ丘３丁目18―７ジュネパレス松戸第93―102
債務者　田村　芳枝（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９６号
東京都豊島区池袋本町４丁目30―２
債務者　橋本尚次郎
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１００号
東京都東村山市恩多町５丁目36―18―208
債務者　高山みどり
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０３号
東京都大田区上池台２丁目15―５　ＫＡＭＩＩＫＥＤＡＩ2155　704
債務者　松田紀久子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１８号
東京都葛飾区東金町３丁目41―２―204
債務者　矢部　　明
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部